

兵庫県における騒音・振動の規制基準

1 騒音の特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域の区分ごとの規制基準 (騒音規制法、環境の保全と創造に関する条例)

時間の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時～午後6時	午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	午後10時～翌午前6時
区域の区分			
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

備考

第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内*における当該基準は、この表の値から5dB減じた値とする。

※ただし、環境の保全と創造に関する条例においては、当該敷地の周囲50mの区域内に適用する。

2 振動の特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域の区分ごとの規制基準 (振動規制法、環境の保全と創造に関する条例)

時間の区分	昼間	夜間
	午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
区域の区分		
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

第1種区域又は第2種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5dB減じた値とする。

3 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

(騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例)

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85 デシベル	75 デシベル	—
	測定位置	敷地境界		
作業時間	①の区域*	午後7時～翌日午前7時の時間内にないこと		イ ロ ハ ニ
	②の区域*	午後10時～翌日午前6時の時間内にないこと		
1日当たりの作業時間	①の区域*	10時間／日を超えないこと		イ ロ
	②の区域*	14時間／日を超えないこと		
作業期間		連続6日を超えないこと		イ ロ
作業日		日曜日その他の休日ではないこと		イ ロ ハ ニ ホ

適用除外

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を有する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ホ 変電所の工事であって必要な場合

※①の区域及び②の区域は、下表のとおりです。具体的な位置は、各市町へお問い合わせください。町域の地図については、兵庫県農政環境部環境管理局水大気課でも閲覧できます。

なお、都市計画法の区域の目安を下表の右欄に示します。

	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
①の区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、その他用途地域の指定をうけていない地域
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、その他用途地域の指定をうけていない地域
	第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80mの区域	工業地域、工業専用地域
②の区域	①以外の区域	